**平成２９年（フ）第１２３号**
岐阜県安八郡神戸町大字南方307番地の14
債務者　藤本　敬市
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２９年（フ）第５７０４号**
兵庫県西宮市柳本町３番33号　アーベント広田201号
債務者　Ｌｉｌｙ　ｏｆ　ｔｈｅ　Ｖａｓｅこと　木下　浩慈
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出羽　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２０号**
鹿児島県姶良市船津2445番地２
債務者　川邉　秀美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成３０年（フ）第２１号**
鹿児島県姶良市船津2445番地２
債務者　川邉　澄子（旧姓後堂）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成３０年（フ）第５号**
秋田県能代市字田子向90番地13
債務者　船越　清美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
秋田地方裁判所能代支部

**平成３０年（フ）第２００号**
名古屋市守山区幸心４丁目201番地　幸心住宅８棟501号
債務者　おそうざいの台所花・かぶらこと　福永　　勉
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児島　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４９３号**
静岡県沼津市大岡3176番地の３　アイビーハウス門池公園601
債務者　今西　　磐
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　孝輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成３０年（フ）第６号**
山口県下松市大字河内1048番地11
債務者　数井　忠義
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　忠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
山口地方裁判所周南支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第５０３３号**
大阪市福島区海老江７丁目15番６号　ミヤコハイツＣ－101号、住民票上の住所大阪府門真市本町35番１－101号
債務者　濱田　幹雄
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５３３２号**
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６－1004号、前住所大阪市東住吉区北田辺２丁目２番７号　ダイアパレス美章園101号
債務者　Ｙｏｕ－Ｓｈｉｎ　Ｉｎｔｅｒｉｏｒ　Ｓｔｙｌｅこと　冨永　優子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５８０４号**
大阪府門真市向島町12－12－206号、住民票上の住所大阪府門真市月出町25番16号　平成ハイツ303号
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２１号**
大阪市此花区西九条１丁目３番35号、前住所和歌山県和歌山市磯の浦211番地１　パミドーリⅡ105
債務者　寺本　政則
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９８号**
大阪市淀川区十八条３丁目１番６号　加藤文化　203号
債務者　水野　修一
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１２５号**
大阪市東淀川区南江口３丁目２番10－306号
債務者　干本　美優
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１４６号**
大阪市中央区十二軒町２番14号　803
債務者　神﨑　雅美
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部